

女性活躍推進法に基づく行動計画書

より多くの女性職員が家庭と仕事の調和を図りその能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

<計画期間>

令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

<目標1>

出産・育児等による退職者向けの再雇用制度の普及と周知を行い2人以上を再雇用する

○取組内容

令和3年4月～

出産・育児を理由にやむを得ず退職した職員への再雇用制度

(通称：ジョブリターン制度)を導入し、周知及び対象者への制度利用の促進を行う

<目標2>

有給休暇の取得率について部門取得率40%以上、全体の取得率70%以上を目標とする

○取組内容

令和3年4月～

衛生委員会において年2回取得状況の確認を行い、取得率の低い部門に啓発を行い対策を検討する。

女性の活躍に関する情報公表

2021年4月現在

【管理職にしめる女性労働者の割合】

労働者全体での割合を公表します

52%

【男女の平均勤続年数の差異】

労働者全体での平均勤続年数の差異を公表します

男性 10年 4ヶ月

女性 9年11ヶ月